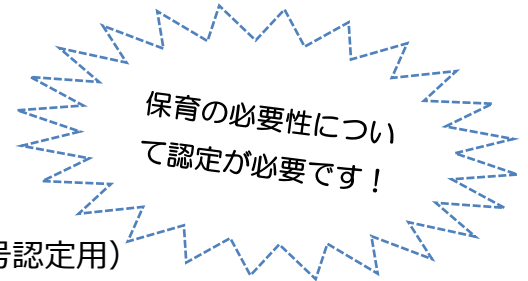


幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ

3歳から5歳までの幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子どもについては、月額利用者負担額が無償となります（教材費や給食費等、園が保護者より徴収する費用は対象外です^(注1)）。0歳から2歳までの子どもについては、市町村民税非課税世帯を対象として、月額利用者負担額が無償になります。

また、認可外保育施設等を利用されている方についても、保育の必要性がありながら認可保育施設を利用していない場合、無償化の対象となる場合があります（上限の金額があります。裏面の表をご確認ください）。

認可外保育施設等の無償化対象の世帯については、対象児童毎に神戸市において「施設等利用給付認定（2・3号）」を受けていただくことが必要です。
認定にあたり、以下をご確認のうえ、該当するものをご提出ください^(注2)。



【必要書類】

- ① 施設等利用給付認定・変更申請書（2・3号認定用）
- ② 個人番号申告書
- ③ 保育の必要性を証明する書類
※①の申請書裏面の「保育の必要性を証明する書類一覧」をご参照ください。
※必要な書類は、神戸市 HP からダウンロードしてください。
- ④ その他必要に応じた書類
※①～③とは別に状況に応じて書類が必要な場合があります。①の申請書裏面の「必要に応じた書類 状況別一覧」をご参照ください。

注1) 月額利用者負担額以外の施設が保護者から徴収する費用（教材費や給食費（主食費・副食費）等）については、無償化の対象外となります。詳しくは直接利用施設にご確認ください。

注2) 神戸市外に住所を有する場合は、お住まいの市町村に対して申請いただくこととなります。詳しくは、お住まいの市町村にご確認ください。

提出について

4月入園の場合	前年11月末日までに神戸市行政事務センターへご提出ください。
4月以外の入園の場合	利用開始の前々月末までに神戸市行政事務センターへご提出ください。

※認定開始希望日を過ぎてのご提出となる場合、提出日以降の認定開始となります。遡って認定することはできませんので十分ご注意ください。

問い合わせ先

担当所管	所在地	電話
神戸市行政事務センター (無償化担当)	※令和2年2月21日まで 中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所2号館2階	078-291-5952
	※令和2年2月25日から 〒650-0032 中央区伊藤町111番地 神戸商工中金ビル4F	
こども家庭局子育て支援部 事業課(利用支援担当) 神戸市役所1号館	中央区加納町6丁目5番1号	078-331-8181(代)

対象児童について

年齢クラスによって、 上限金額が異なります	<ul style="list-style-type: none">・3歳～5歳児(月額 37,000円)・市町村民税が非課税の0歳～2歳(月額 42,000円) ※上記の金額は、認可外保育施設等を複数ご利用されている場合、それらの施設利用料を合算した上限となります。
--------------------------	---

保育の必要性を認める事由

※ひとり親家庭を除き、父母どちらも該当する必要があります。

事由	状況
就労	保護者が就労している。(1か月あたり64時間以上の就労)
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは出産前後である。※認定期間は産前産後各8週間が対象 (出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで)
疾病・障がい	保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある。
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている。(1か月あたり64時間以上の介護・看護)
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている。
求職活動	保護者が求職活動中である。 ※認定期間は90日が経過する日が属する月の末日まで
就学	保護者が就学している。(1か月あたり64時間以上の就学)

無償化について、詳しくは神戸市のホームページをご参照ください。

<https://kobe-kodomo-mushou.jp/>